

生徒のための交通ルール

1. 歩行者・運転者共通の心得

◇一般的な心得

(1)交通規則を守ること

交通規則を守るとは、安全に道路を通行するための基本です。

(2)ゆずりあいの気持ちをもつこと

道路は、みんなで使うもの。お互いの立場を尊重して、ゆずりあうことが大切です。

◇信号、標識、標示に従うこと

(1)信号に従うこと

道路を通行する者は、誰も信号機の信号に従わなければなりません。

(2)標識や標示に従うこと

標識や標示によって行われる交通の規制に従わなければなりません。

(3)警察官などの指示に従うこと

警察官や交通巡視員の示す信号や指示に従わなければなりません。信号機による信号や標識・標示による交通の規制のすべてに優先します。

2. 歩行者の心得

◇通行区分など

歩道や路側帯のない道路では、必ず道路の右側を歩きましょう。横に並んで歩くのはやめましょう。例外として道路の右側を歩くのが危険なとき、その他やむを得ないときは、左側を歩くことができます。

◇横断のしかた

(1)横断するときは、必ず止まって、右左の安全を確かめましょう。とび出したり、車の直前直後を横断してはいけません。

(2)道を渡るときは、必ず手か旗をあげて合図をして運転者によく意志を伝えましょう。

◇踏切の通り方

(1)踏切の手前で、必ず止まって、安全を確かめましょう。とくに複線の場合は反対方向にも十分注意しましょう。

(2)警報機が鳴っているときや、遮断機が降りているときは、踏切内に入ってははいけません。

◇道路での禁止行為

(1)道路へ物を放置してはいけません。

(2)次のことはやめましょう。

ア. 交通の妨害となるように、道路上に座ったり、しゃがんだり、立ち止まっていること

イ. 交通ひんばんな路上で遊ぶこと

ウ. 道路へ物を投げること

エ. 走っている車へつかまること

3. 自転車に乗る場合の注意

◇一般的な心得

- (1)自転車の2人乗りはやめましょう。
- (2)傘さし運転はやめましょう。
- (3)夜間には必ず灯火をつけましょう。(照射距離は前方5メートル) また、後部反射器をよく反射するよう整備しておきましょう。
- (4)合図するとき以外は、つねに両手で確実にハンドルを握って運転しましょう。手ばなし運転、片手運転はやめましょう。
- (5)他の自転車と並んで進んではいけません。
- (6)自転車は車道の左側を通行するのが原則です。歩行者の通行を妨げない場合は、道路の左側の路側帯を通行できます。また、自転車道が設けられている場合は、これを通行しなければなりません。
- (7)道路標識により指定された歩道では、歩道を通行することができます。が、この場合歩道の車道寄りを通行し、徐行しなければなりません。また、歩行者の通行を妨げる場合には、一時停止や、自転車から降りて押して歩かなければなりません。
- (8)交差点で右折するときは、30メートル手前から手で合図をして左側により、交差点の端にそって、外大まわりで徐行しながらまがりましょう。また、交通整理の行われている交差点では、「進め」の信号で交差点の向こう側までまっすぐ進み、下車して自転車の向きを変え、対面する信号が「進め」になって進みましょう。
- (9)前に車が走っているときは、その車が急停車しても追突するのが避けられるだけの距離を保ちましょう。

以上の交通ルールは道路交通法や都道府県公安委員会規則等で決められている法律の主だったものを分かりやすく掲載したものです。

違反すると罰金や禁固などが課せられる罪となります。またルールを守らない相手に怪我をさせた場合には、多額の慰謝料を支払わなければならないことがあります。